

資料 2

岩倉市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく岩倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもに関わる機関又は団体の代表者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども未来部こども家庭課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 14 号）
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 9 号）
この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 23 日条例第 33 号）
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 26 日条例第 24 号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。